

判決年月日	平成25年1月10日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成24年（行ケ）第10250号		
○外国法人が商標を付した商品が，日本において独占的販売店を通じて輸入され，国内において取引される場合の取引書類に掲載された商品写真によって，当該外国法人が独占的販売店を通じて日本における商標の使用をしているとされた事例			

（関連条文） 商標法2条3項8号，50条

イタリア法人である原告は，第14類 timepieces and chronometric instruments（計時用具）を指定商品に含む  なる商標の商標権者である。被告が本件登録商標に対する不使用を理由とする当該登録の取消しを求める審判を請求したところ，特許庁が取消審決をした。本件は，原告が，上記審決の取消しを求める事案である。

本判決は，以下のとおり判示して，審決を取り消した。

イタリア法人である原告は，平成21年5月15日，日本における独占的販売店であるD社に対し，本件使用商標を付した時計を輸出し，D社がこれを取引書類に付して展示していたものである。

商標法は，商標を保護することにより，商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り，もって産業の発達に寄与し，あわせて需要者の利益を保護することを目的とする（商標法1条）。したがって，商標法上の保護は，商標の使用によって蓄積された信用に対して与えられるのが本来的な姿であり，一定期間登録商標の使用をしない場合には保護すべき信用が発生しないか，又は発生した信用も消滅してその保護の対象がなくなるものと解される。商標法50条は，そのような不使用の登録商標に対して排他独占的な権利を与えておくのは国民一般の利益を不当に侵害し，かつその存在により権利者以外の商標使用希望者の商標の選択の余地を狭めることになるところから，請求によりこのような商標登録を取り消す趣旨の制度である。

商標権は，国ごとに登録を経て権利として認められるものであり，属地主義の原則に支配され，その効力は当該国の領域内においてのみ認められるのが原則である。もっとも，商標権者等が商品に付した商標は，その商品が転々流通した後においても，当該商標に手が加えられない限り，社会通念上は，当初，商品に商標を付した者による商標の使用であると解される。そして，外国法人が商標を付した商品が，日本において独占的販売店等を通じて輸入され，国内において取引される場合の取引書類に掲載された商品写真

によって、当該外国法人が独占的販売店等を通じて日本における商標の使用をしているものと解しても、商標法50条の趣旨に反することはないというべきである。

よって、本件においては、商標権者である原告が、原告の時計に本件使用商標を付し、日本国内において、独占的販売店であるD社を通じて上記時計に関する取引書類に本件使用商標を付した商品写真を掲載してこれを展示したものであるから、本件商標と社会通念上同一の商標を使用（商標法2条3項8号）していたといえることができる。